

吹田市の保有する個人情報等保護管理要領

制定 令和5年 3月 9日

最近改正 令和6年 2月 22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき、各法を適切に運用するため、吹田市における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）を適正に管理することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、個人情報保護法第2条、第60条並びに番号法第2条の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「部局」とは、市長事務部局の部、教育委員会事務局の部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、水道部及び消防本部をいう。
- (2) 「情報システム」とは、コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成される情報処理を行う仕組みをいう。

第2章 管理体制

(管理体制)

第3条 本市の保有個人情報等に係る安全管理措置に関する管理体制は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者

総括責任者を一人置くこととし、組織を通じて保有個人情報等の管理の任に当たる者として、市長が指名する副市長をもって充てる。

総括責任者は、市長等を補佐し、市における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

総括責任者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を設けて開催する。

なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

(2) 監査責任者

市の保有個人情報等の管理の状況について監査するために監査責任者を置き、市長の指名する者をもって充てる。

監査責任者は、必要に応じて、総括責任者、保護責任者等に対して、報告又は資料の提出を

求めることができる。

(3) 保護責任者

部局に保護責任者を一人置き、部局の保有個人情報等を適切に管理する任に当たる者として、部局の長をもって充てる。また、所属の保護管理者等に個人情報保護法等を理解させ、遵守させるよう必要な措置を講じる責務を負う。

(4) 保護管理者

保有個人情報等を取り扱う各室課に、保護管理者を一人置き、当該室課の長をもって充てる。保護管理者は個人情報保護法等を遵守し、当該室課における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者等と連携して、その任に当たる。

(5) 保護担当者

保有個人情報等を取り扱う各室課に、当該室課の保護管理者が指名する保護担当者を一人又は複数人置く。また、所管する個人情報を取り扱う情報システムごとに保護担当者を置くことができる。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該室課における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(6) 特定個人情報等事務取扱担当者

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う各室課に、特定個人情報等を取り扱う職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）として特定個人情報等事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置くものとし、事務取扱担当者及びその役割は、保護責任者又は保護管理者が指定する。

保護責任者又は保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備）

第4条 保護責任者又は保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員等がこの要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合
その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任体制
- (3) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

第3章 教育研修

（教育研修）

第5条 総括責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括責任者は、前2項に規定する教育研修を行うに当たっては、部局の保護責任者に行わせることができる。
- 4 保護責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、所管する室課における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行う。
- 5 保護管理者は、当該室課の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第6条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの要領等の定め並びに総括責任者、保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第7条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等とその権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第8条 職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い当該行為を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(入力情報の照合等)

第9条 職員等は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、当該保有個人情報等の

重要度に応じて、入力情報の照合等を行わなければならない。

(誤りの訂正等)

第10条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第11条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火、耐熱等を講じた施設可能な場所に保管しなければならない。

2 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、パスワード等による暗号化を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

3 職員等は、保有個人情報等が記録されている媒体を庁舎内で移動させる場合には、紛失・盗難等に留意しなければならない。

(誤送付等の防止)

第12条 職員等は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第13条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員等が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第14条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備するなど、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱状況を把握するため、必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用、保管等の取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限等)

第15条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に

限定する。

- 2 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- 3 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 4 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、保管してはならない。
- 5 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(安全の確保等)

- 第16条 保有個人情報等を取り扱う情報システムを運用管理する室課の保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずる。
- 2 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する室課の保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。
 - 3 保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する職員等は、保護管理者の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を行わなければならない。
 - 4 その他の情報資産の取扱いについては、吹田市情報セキュリティポリシーの例による。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

- 第17条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(情報システム室等の安全管理)

- 第18条 保有個人情報等を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)を管理する室課の保護管理者は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等の安全管理について、必要な措置を講ずる。
- 2 情報システム室等を管理する室課の保護管理者は、情報システム室等への入退を管理するため、必要な措置を講ずる。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

- 第19条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政

機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を要求する。また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずるとともに記録する。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第20条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講じ、契約書に、次の各号に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事務について書面で確認する。この場合において、個人番号利用事務等を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。同項及び第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却又は廃棄に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲を必要最小限とするとともに、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。
- 3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況について、確認する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。この場合において、個人番号利用事務等の委託先が再委託をする際には、委託をする業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委

託の諾否を判断する。

- 4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明示する。
- 5 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告等)

- 第21条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員等がこの要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、所管の保護責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告する。
 - 4 総括責任者は、前項による報告を受けた場合には、当該事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。
 - 5 保護責任者は、第3項の規定に基づく報告が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合には、当該案件の内容等について総括責任者を經由して個人情報保護委員会に直ちに報告する。
 - 6 保護責任者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

(公表等)

- 第22条 保有個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

- 第23条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章（管理体制）から第8章（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む保有個人情報等の管

理の状況について、定期及び必要に応じ臨時に監査を行い、その結果を総括責任者に報告する。

2 監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、部局の保護責任者に監査を行わせることができる。

(点検)

第24条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護責任者に報告する。また、保護責任者は点検結果について、必要があると認めるときは、その結果を総括責任者に報告する。

(評価及び見直し)

第25条 総括責任者、保護責任者及び保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、保有個人情報等の適切な管理のための措置に関して必要な事項のうち、共通事項については、総括責任者が定め、個別事項については、当該保有個人情報等を所管する部局の保護責任者又は保護管理者が定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和5年9月7日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和6年2月22日から施行する。